

神奈川県過疎地域自立促進方針

(平成 29 年度～平成 32 年度)

平成 29 年 11 月

神 奈 川 県

目 次

第1 はじめに	1
1 過疎地域自立促進特別措置法による過疎対策	1
(1) 法に基づく特別措置を活用した過疎対策	1
(2) 過疎法の目的及び目指す取組	1
2 過疎法の仕組み	1
(1) 過疎地域の要件	1
(2) 過疎法における国・都道府県・過疎地域（市町村）の主な役割	2
3 県方針の作成に当たって	2
(1) 作成の趣旨	2
(2) 対象地域	2
(3) 対象期間	2
4 過疎地域の分布状況	3
第2 神奈川県過疎地域自立促進方針（県方針）	
1 基本的な事項	4
(1) 過疎地域の現状及び問題点	4
(2) 過疎地域自立促進の基本的な方向	8
(3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	9
(4) 個別8分野の方針	9
2 産業の振興	10
(1) 産業振興の方針	10
(2) 農林水産業の振興	10
(3) 地場産業の振興	12
(4) 企業の誘致対策	12
(5) 起業の促進	13
(6) 商業の振興	13
(7) 観光又はレクリエーション	13
3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	14
(1) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針	14
(2) 都道府県道及び市町村道の整備	15
(3) 農道及び林道の整備	15

(4)	交通確保対策	16
(5)	電気通信施設の整備	16
(6)	情報化の推進	17
(7)	地域間交流の促進	17
4	生活環境の整備	17
(1)	生活環境の整備の方針	17
(2)	上水道、下水処理施設等の整備	18
(3)	消防業務及び救急業務の充実	19
(4)	し尿及びごみ処理施設等の整備	19
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	19
(1)	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	19
(2)	高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	20
(3)	児童及び障がい者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	20
6	医療の確保	21
(1)	医療の確保の方針	21
(2)	無医地区対策	22
(3)	特定診療科に係る医療確保対策	23
7	教育の振興	23
(1)	教育の振興の方針	23
(2)	公立小中学校等の統合整備等教育施設の整備	23
(3)	集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備	24
8	地域文化の振興等	25
(1)	地域文化の振興等の方針	25
(2)	地域文化の振興等に係る施設の整備	25
9	集落の整備	26
(1)	集落整備の方針	26
(2)	集落の再編整備	26

第1 はじめに

1 過疎地域自立促進特別措置法による過疎対策

(1) 法に基づく特別措置を活用した過疎対策

- 過疎対策は、昭和45年に制定された過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律第31号）から、現行の過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）まで4次にわたる法律に基づく国の「特別措置」を活用しながら、進められています。

(2) 過疎法の目的及び目指す取組

- 過疎法は「過疎地域の自立促進」と「美しく風格ある国土の形成に寄与する」ことを立法目的とし、過疎地域が「自立促進を図る」ための「特別措置」の根拠法となっています。
- 過疎法は、次のような取組を目指して制定されました。
 - ・ 過疎地域の自然環境などの地域資源を最大限活用したその自給力を高める取組
 - ・ 過疎地域が有する安全・安心な食料の供給、都市住民へのやすらぎや教育の場としての機能など、国民全体の安全・安心な生活を支えるという「公益的機能」を十分に発揮する取組
 - ・ 人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応するとともに、過疎地域が直面する課題を解決し、地域の中において安全・安心で心豊かな生活が将来にわたって確保されることに配慮した取組

2 過疎法の仕組み

(1) 過疎地域の要件

- 過疎地域は、「人口減少要件」及び「財政力要件」の2つの要件により判断されます。
- 平成27年の国勢調査の結果等を反映するため、平成29年4月1日に過疎法が一部改正され、次表の要件が新たに追加されました。

人口減少要件 右の①～④の いずれかに該 当すること	① 昭和45年から平成27年まで（45年間）の人口減少率が32%＜33%＞以上	
	上記45年間の人 口減少率が27% ＜28%＞以上で、 かつ	② 平成27年の高齢者比率（65歳以上）が36%＜32%＞以上
		③ 平成27年の若年者比率（15歳以上30歳未満）が11% ＜12%＞以下
	④ 平成2年から平成27年まで（25年間）の人口減少率が21%＜19%＞以上	
財政力要件	平成25年度から平成27年度までの3か年平均の財政力指数が0.5＜0.49＞以下	

備考 < >内には、平成22年の国勢調査ベースの法定要件を記載しています。

[参考] 全国の過疎地域の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

	過疎地域市町村	全 市 町 村	割 合
市町村数	817	1,718	47.6%
人口（万人）	1,088	12,709	8.6%
面積（km ² ）	225,468	377,971	59.7%

(2) 過疎法における国・都道府県・過疎地域（市町村）の主な役割

- 国は、「過疎対策事業債などの特別措置」などにより過疎地域を支援します。
- 都道府県は、「県方針の策定」などにより過疎地域を支援します。
- 過疎地域（市町村）は、「過疎地域自立促進市町村計画」を策定し、特別措置などを活用した過疎対策を実施します。

3 県方針の作成に当たって

(1) 作成の趣旨

過疎法に基づき作成するもので、県が広域的な視点から今後の過疎地域の自立促進のための基本的な方向を総合的に示すもので、過疎地域市町村が「過疎地域自立促進市町村計画」を作成する際の指針となるものです。

(2) 対象地域

過疎地域市町村（平成 27 年の国勢調査の結果等を反映するため、平成 29 年 4 月 1 日に過疎法が一部改正されたことにより、真鶴町が県内で初めて対象地域となりました。）

(3) 対象期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 4 年間です。

4 過疎地域の分布状況

過疎法第2条の規定に基づき公示された県内の過疎地域の市町村は、平成29年4月1日現在、真鶴町のみとなっています。



第2 神奈川県過疎地域自立促進方針（県方針）

1 基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と問題点

ア 概況

真鶴町は、県の西部に位置し、総面積は 7.04 km²で、全町域が起伏に富んだ複雑な地形をなしており、平たん地はほとんどなく、県内で2番目に小さな町です。町には漁業、石材業、農業、商業、観光業といった様々な産業が営まれてきました。

しかしながら、それらの産業を取り巻く環境も一層厳しくなり、後継者不足もあいまって、それぞれの産業に従事する町民の暮らしにも影響してきています。

県の総人口に占める真鶴町の人口の割合は 0.08%、総面積に占める町の面積の割合は 0.29%となっており、また、人口密度は 1,041.6 人/km²と、県内平均の 3,777.7 人/km²と比較して約4分の1となっています。

真鶴町の財政力指数（平成 25 から 27 年度までの平均）は 0.49、県内平均の 0.90 を大きく下回っています。

【人口・面積の状況】

区 分	人口（人）	面積（km ² ）	人口密度 （人/km ² ）
過疎地域 （真鶴町）	7,333	7.04	1,041.6
県内全域	9,126,214	2,415.83	3,777.7
割合（%）	0.08	0.29	—

出典：国勢調査

【人口減少率・人口比率の状況】

	過疎地域 （真鶴町）	全 県	
45年間の人口減少率（*1）	△28.70%	66.77%	（全県では人口増）
高齢者比率	38.73%	23.86%	
若年者比率	10.56%	15.48%	
25年間の人口減少率（*2）	△23.52%	14.36%	（全県では人口増）

出典：国勢調査

備考1 表中*1の「45年間」とは、昭和45年から平成27年までをいう。

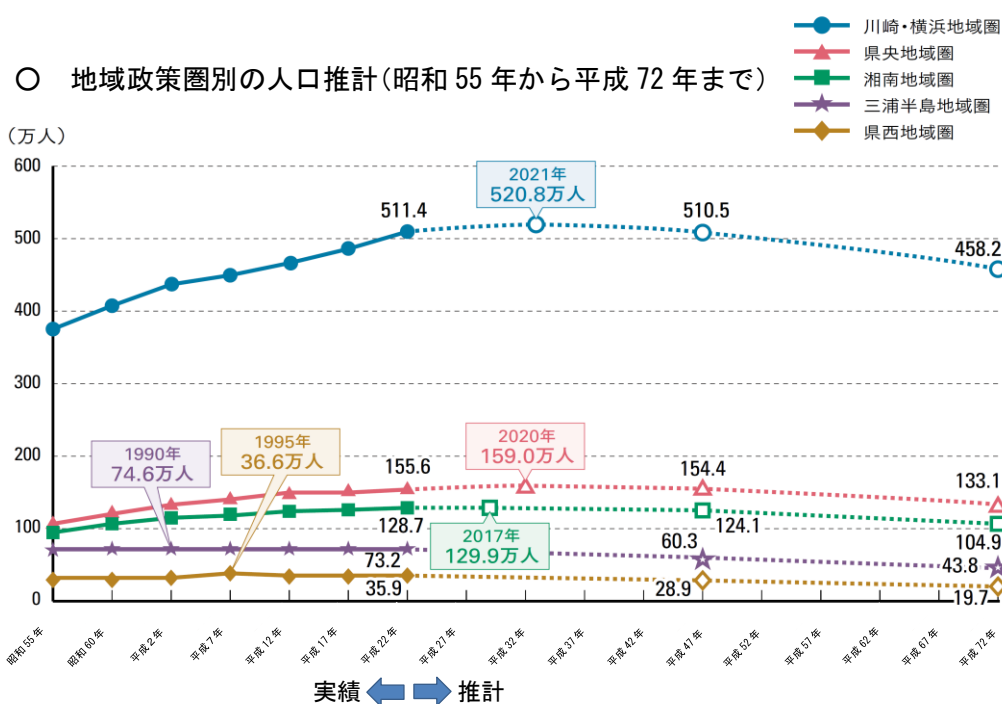
備考2 表中*2の「25年間」とは、平成2年から平成27年までをいう。

イ 人口の動向

本県では、平成 26 年に死亡者数が出生者数を上回り、昭和 33 年の調査開始以降初めて自然減となりました。一方、人口流入などによる社会増は継続しており、人口の増加傾向は続いています。

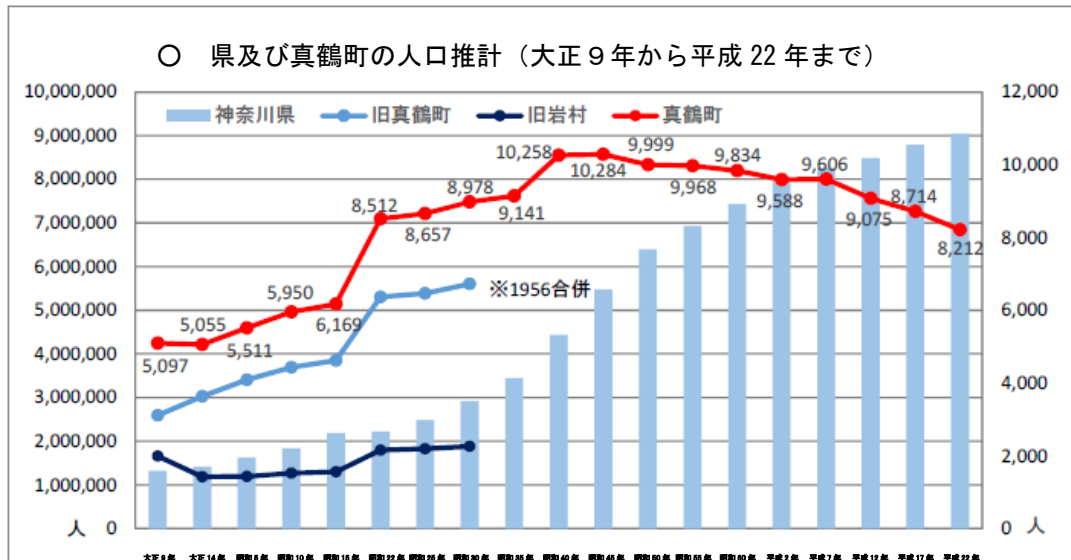
県の人口推計では、本県の総人口は平成 30 年にピークを迎え、その後減少していくことが見込まれています。

県全体ではあと数年は人口の増加が続きますが、地域単位で捉えると、川崎・横浜地域のように、当面、人口増加が見込まれる地域と、県西地域や三浦半島地域のように、既に人口減少が始まっている地域が混在しています。



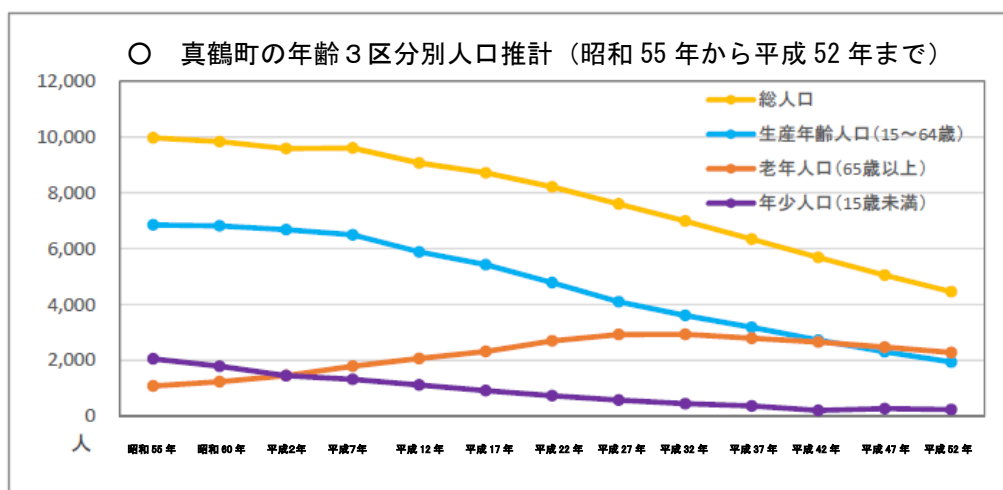
出典：かながわグランドデザイン第 2 期実施計画

真鶴町の人口は、戦後の第1次ベビーブームを機に急激な上昇を示しますが、昭和29年から始まる高度経済成長期にさらに大きな上昇を形成します。しかし、昭和45年頃をピークに、その後やや減少に転じ、近年その下降傾向が強まっています。



出典：真鶴町人口ビジョン 真鶴町まち・ひと・しごと創生総合戦略

近年における真鶴町の年齢階層別人口の推移をみると、64歳以下の人口が著しく減少しているのに対し、65歳以上では増加の傾向を示しているなど、急速な高齢化の進行と若年者の流出などによる年齢構成の偏りが顕著になっています。また、今後は、老年人口も平成42年頃をピークに減少に転じ、全ての年齢階層で人口が下降していく予想です。

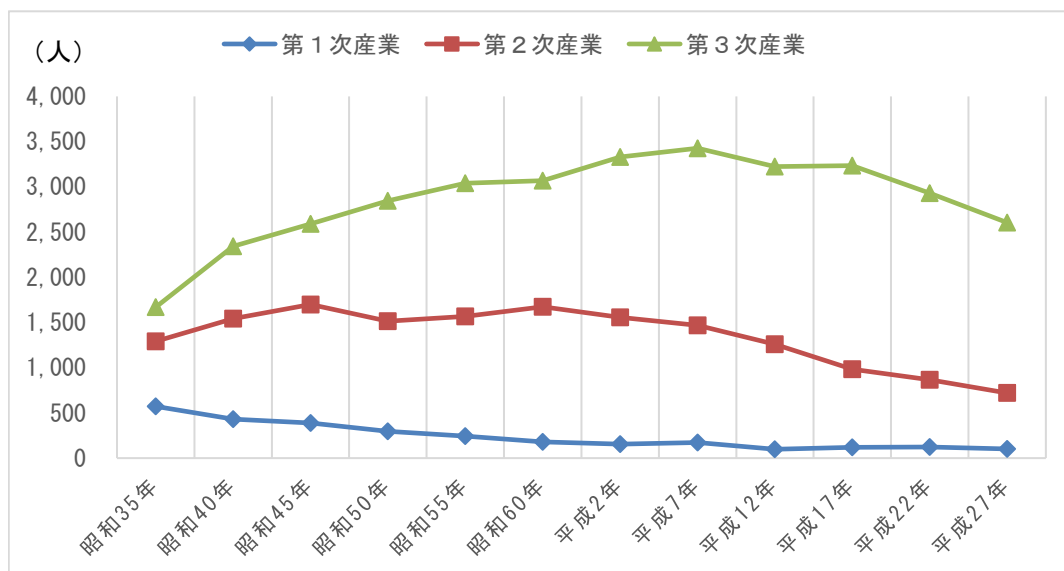


出典：真鶴町人口ビジョン 真鶴町まち・ひと・しごと創生総合戦略

ウ 就業者数の動向

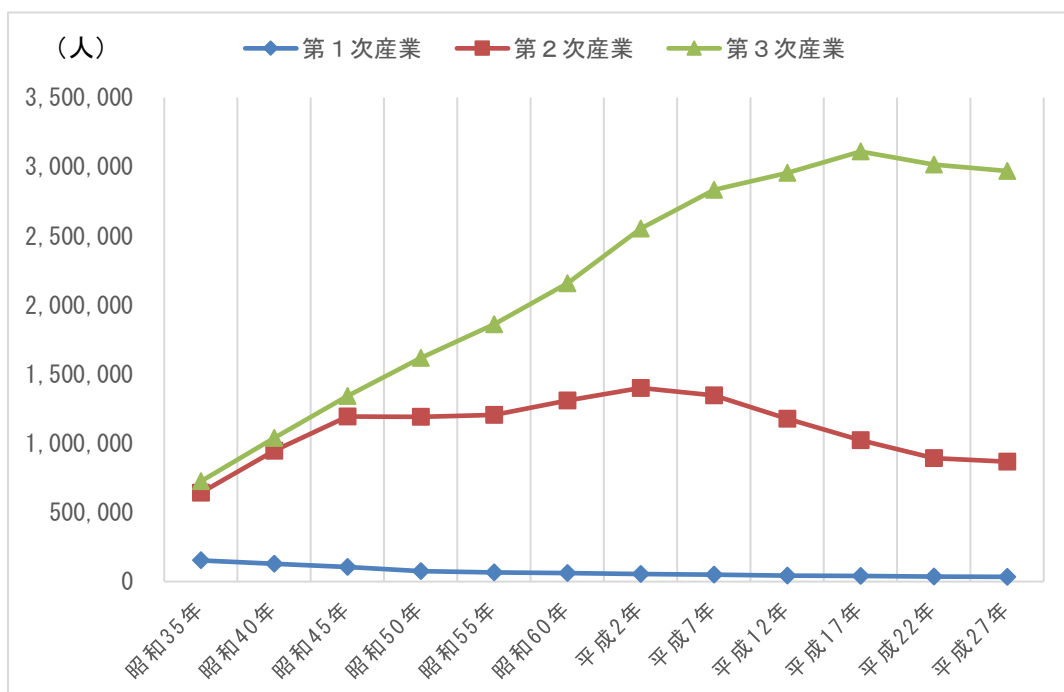
真鶴町における就業者数は、総人口の減少に伴って全産業で減少傾向にあります。

○ 真鶴町における産業別就業者数の推移（昭和35年から平成27年まで）



出典：国勢調査

(参考) ○ 県における産業別就業者数の推移（昭和35年から平成27年まで）



出典：国勢調査

エ 社会資本の整備状況

平成 27 年度における真鶴町の主な社会資本の整備状況は、次表のとおりとなっており、県内市町村平均と比べると、下水道処理人口普及率が低い状況となっています。

【主な社会資本の整備状況】

項目	真鶴町	県内市町村平均
道路改良率（* 1）	30.3%	62.3%
道路舗装率（* 2）	28.0%	36.1%
水道普及率（* 3）	98.9%	99.9%（* 5）
下水道処理人口普及率（* 4）	17.1%	96.5%

備考 1 表中 * 1 道路改良率 = $\frac{\text{真鶴町又は県内の市町村道の改良済延長} \times 100}{\text{真鶴町又は県内の市町村道の実延長}}$

備考 2 表中 * 2 道路舗装率 = $\frac{\text{真鶴町又は県内の市町村道の舗装済（簡易舗装を除く）延長} \times 100}{\text{真鶴町又は県内の市町村道の実延長}}$

備考 3 表中 * 1、* 2 ともに県内市町村平均には、政令指定都市を含まない。また、* 1、* 2 ともに 2016 道路統計年報及び真鶴町聞き取りによる。

備考 4 表中 * 3 水道普及率 = $\frac{\text{真鶴町又は県内の現在給水人口} \times 100}{\text{真鶴町又は県内の行政区域内人口}}$

備考 5 表中 * 4 下水道処理人口普及率 = $\frac{\text{供用開始済区域内人口} \times 100}{\text{真鶴町又は県内の住民基本台帳人口}}$

備考 6 表中 * 5 の数値は市町村毎の平均値を合算して平均した値ではなく、県全体の人口と給水人口から出した普及率をいう。

(2) 過疎地域自立促進の基本的な方向

県方針は、次の 5 つの基本的な方向により、過疎地域の自立促進を進めていくものとします。

- ① 県が「総合計画」、「神奈川県人口ビジョン」や国の人口減少対策に係る「まち・ひと・しごと創生基本方針」の取組とも連携して進めている「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」などに示した次の人口問題への基本的な方針と整合性を図り、進めていくものとします。

[克服すべき 2 つの課題]

- ・ 人口減少に歯止めをかける
- ・ 超高齢社会を乗り越える

[3 つのビジョン]

- ・ 「合計特殊出生率」の向上（自然増の対策）
- ・ 「マグネット力」の向上（社会増の対策）
- ・ 「未病」の取組による健康長寿社会の実現（超高齢社会への対応）

[4 つの基本目標]

- ・ 県内にしごとをつくり、安心して働けるようにする
- ・ 神奈川への新しいひとの流れをつくる
- ・ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・ 活力と魅力あふれるまちづくりを進める

- ② 過疎地域の実態に適合するとともに、その特性を活かし、自主性、主体性、創意工夫等を尊重して、行政、集落など地域コミュニティ、地域づくりを支えるNPO、企業などの多様な主体との協働・連携により、進めていくものとします。
- ③ 過疎地域の住民の福祉の向上のためのみならず、過疎地域の豊かな自然環境・地域資源や地域コミュニティが持つ広く県民全体の生活を支える公益的機能をより一層発揮できるよう、進めていくものとします。
- ④ 過疎地域の自立促進に向けた判断・決定を尊重して、次項「産業の振興」以下に示す過疎法第5条第2項各号に規定する個別8分野ごとに、同法に基づく国の特別措置を活用した個別のハード対策に加え、観光の振興、医療対策、集落の維持・活性化対策、人材の育成・確保あるいは技術的助言など人的支援といったソフト面からのアプローチも含めた様々な対策を進めていくものとします。
- ⑤ ①～④による過疎地域の自立促進を進めるに当たり、近隣の市町村との広域連携が効果的あるいは必要と考えられることについては、過疎地域と近隣の市町村が一体的に取り組めるよう、県として積極的に支援していくものとします。

(3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

県における過疎対策は、市町村単位での地域の事情に応じた取組とともに、一体的に生活圏を形成してきた広域エリアで魅力を高める方向で、県などの取り組む人口問題などの計画・取組などと軌を一につに、過疎法に基づく「特別措置」を活用して総合的、計画的に取り組むものとします。

(4) 個別8分野の方針

県方針は、本県の過疎地域自立促進の基本的な方向や、過疎地域が所在する圏域（本方針にあっては、真鶴町が所在する県西地域）における県の基本的な方針を記載するものです。

このため、次の個別8分野に記載している事項は、本県が広域的な観点から取り組む過疎対策の考え方を総合的に示すものであって、真鶴町を対象とする個別の方針ではありません。

なお、具体的な計画については、この県方針に基づいて、真鶴町が作成（過疎地域自立促進市町村計画）することとなります。

2 産業の振興

(1) 産業振興の方針

(現状・問題点)

県内では、製造業の事業所数が減少傾向にあるなど産業構造の転換が一層進んでいます。

また、国内外の経済には様々な懸念要因があり、企業経営は引き続き楽観視できない状況が続くと見込まれることから、更なる県内経済の活性化が求められています。

そうした状況の中で地域経済が発展していくには、事業所の約99%を占める中小企業・小規模企業が地域とともに元気に活動していくことが不可欠です。中小企業・小規模企業が元気になれば、事業活動が活発化し、雇用や付加価値の増加などにつながります。

一方、少子・高齢化の進展や、海外との競争の激化などに伴い、多くの中小企業・小規模企業が利益を確保することが困難となっており、また、経営者の高齢化の進展と後継者不足などから、廃業を余儀なくされるケースが増えて、企業数は減少しています。

(方針)

こうした状況に歯止めをかけるため、平成37年度までに「開業率10%」、平成32年度までに「黒字企業の割合50%」という2つの数値目標を掲げました。今後は、「活気あふれるかながわ」の実現に向けて、県民、企業及び団体など一層連携・協働して、中小企業・小規模企業の活性化を推し進めます。

次に、中小企業・小規模企業の経営基盤強化や経営安定化、さらに新たな事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等地域の支援機関と連携し、きめ細かい支援体制の整備を進め、総合的な支援を展開します。

そして、中小企業・小規模企業の売上拡大に向けた需要開拓や、企業数の減少に歯止めをかけるための創業や事業承継、地域に根差した商店街や観光産業等の振興、中小企業・小規模企業の魅力を発信し、若年者、中高年齢者、女性、障がい者などの雇用を確保することにより、中小企業・小規模企業の人材確保・育成といった、それぞれの課題の解決に向けた施策を実施します。

(2) 農林水産業の振興

ア 農業

(現状・問題点)

県内の農業従事者・耕作面積は、減少傾向にあり、担い手の高齢化も進んでいます。

真鶴町の農地は、傾斜地の樹園地が主となっており、主要作物は柑橘類です。小規模面積の経営体が多く、農業従事者は高齢化と減少が進んでおり、新規参入も含めた多様な担い手を確保することが課題となっています。

また、消費者ニーズに対応した農産物の生産や多様な販路の確保など、農業者

の所得の向上に向けた取組が必要です。

地域的にサルやイノシシ等の鳥獣による農作物被害が増加しており、生産安定のための対策が必要です。

(方針)

担い手の高齢化と減少については、意欲ある経営体を確保するため、企業の参入などを含めた新規参入の促進・定着を図りながら、多様な担い手による農業資源の維持・確保を図ります。また、農業者の所得の向上については、県民ニーズに応じた農産物の販路拡大とともに、新たな付加価値を生み出すため、6次産業化や観光農業の取組を支援します。

さらに、有害鳥獣による農作物被害については、農業活動を継続できるよう、地域ぐるみで取り組む鳥獣被害対策を支援します。

イ 林業

(現状・問題点)

県内の人工林では、林齢 51 年生以上の成熟化しつつある森林が 65%を占めるなど、森林資源は充実し利用可能な時期にきています。こうした現状を踏まえ、計画的な間伐の推進とそれに伴う間伐材の有効利用などを通じた、資源循環の更なる促進が課題となっています。

また、真鶴町では、人工林の多くが北西部に位置し、県が管理する森林となっており、その他の人工林は町域に分散し、森林施業の共同化が行いにくい状況にあります。

一方、南東部の地域は県立真鶴半島自然公園に指定されており、樹齢 350 年を超えるマツ、クスノキやシイなどの常緑広葉樹の森林となっています。

また、県内でも貴重な魚付き保安林に指定されており、その保全については、町として協議会を組織して取り組んでいます。

(方針)

人工林については、県が管理する森林を中心に、間伐等の森林整備を推進し、水源かん養や土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全などの森林の持つ公益的機能が発揮できるようにします。また、南東部の森林については、松くい虫被害対策として、薬剤の樹幹注入による予防措置や被害木伐倒駆除について、支援します。

ウ 水産業

(現状・問題点)

県内の漁業就業者・漁業生産量は、減少傾向にあり、魚価の低迷や担い手の高齢化に伴い漁業就業者も減少し、漁村コミュニティの活性化も課題となっています。

真鶴町では、定置網漁業を主体に刺網漁業や採介藻漁業等が行われています。定置網漁業においてはアジ、イワシ、カマスなどが漁獲されているほか、平成 23 年頃からブリの漁獲量が回復しつつあります。この地域の主力となっている定置

網漁業は、漁具の防災対策の強化による急潮等気象災害の減少、漁場に適した型の漁具の導入などにより漁獲量の改善と経営の安定化が進められています。

(方針)

定置網漁業への先端技術の導入による漁ろう作業の安全性の向上や省力化の支援、急潮等に対する防災対策の強化、その他の漁業への必要に応じた支援の実施により、水産物の安定供給と経営の安定化を図り、就業の促進と定着を支援します。

また、観光地に近いという立地条件を活かした地場水産物のブランド化や6次産業化など、漁業経営の強化等による地域経済の活性化を促進するとともに、水産物水揚げ・流通拠点である小田原漁港を中心とする県西地域の漁業施設の機能強化を支援します。

なお真鶴港については、漁業基地における物揚場等、地場産業活性化に向けた基盤を整備します。

また、真鶴町岩地区では「浜の活力再生プラン」等に基づく漁業施設整備や貝類等の養殖、岩漁港の整備について、県は助言・指導や調整を行います。

(3) 地場産業の振興

(現状・問題点)

県内の中小企業・小規模企業は、国内のみならず海外の企業との競争に直面しています。このため、県内の特徴的な農林水産物、観光資源などを活用し、新商品・新サービスの開発・生産等を行い、需要の開拓を行うことが求められています。

特に真鶴町では、歴史のある石材業（小松石）においても、海外の安価な石材の影響により販売量も下降しており、さらに後継者不足により厳しい状況にあります。

(方針)

伝統的工芸品、農林水産物、観光資源など、県内にある魅力的な地域資源の発掘・活用を促進し、地域の特色ある産業の振興を図ります。また、中小企業・小規模企業者と農林漁業者が連携し、互いの有するノウハウ・技術などを活用することで、両者の有する強みを結び付けた新商品の開発や販路拡大などの取組を促進します。

(4) 企業の誘致対策

(現状・問題点)

県内には「国家戦略特区」や「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」、「さがみロボット産業特区」の3つの特区があるほか、さがみ縦貫道路の開通による交通利便性の向上や大規模・高機能な物流拠点の集積など、更なる経済活性化に向けた潜在力があります。また、これまで県経済を支えてきたものづくり企業などで技術の高度化が進むとともに、研究開発機能などがしっかりと根づいて

います。

中でも、真鶴町を含む県西地域は、「未病を改善する地域の魅力で産業力をパワーアップ」することを目指して、地域が一体となって企業誘致を進めています。

(方針)

県内経済の活性化と雇用の創出を目指して、研究所などの新規立地や県内企業の再投資を促進するため、経済的インセンティブによる支援や、プロモーション活動の重点的な展開などにより、企業誘致を推進します。

県西地域にあつては、地域が一体となって誘致活動に取り組む体制づくりを検討し、企業誘致を進めます。

(5) 起業の促進

(現状・問題点)

県内では、経営者・従業員の高齢化、後継者不足などにより、廃業が増加傾向にある中、中小企業・小規模企業の事業の継続をきめ細かく支援することにより、有用な経営資源の散逸を防いでいく必要があります。

(方針)

産業競争力の強化に向けて、公益財団法人神奈川産業振興センターなどとの連携による総合的な支援体制を充実するとともに、ベンチャーなどが次々と「生まれ・育ち・集う」環境の形成を通じて、ベンチャーなどの質的、量的拡充を図ります。

(6) 商業の振興

(現状・問題点)

本県は、首都圏に位置し、都市化が進んでいる地域でありながら、一方で、森・川・海が連なる豊かな自然環境にも恵まれており、それぞれの地域に魅力ある資源やライフスタイルがあります。また、商店街のにぎわいは地域に多くの人を引きつけるマグネットになります。

商店街の最近の景況感を「良い（繁栄している）」「やや良い（回復してきている）」と答えた商店街の割合は8.2%に過ぎず、9割強の商店街が景気回復を実感していません。

(方針)

中小企業・小規模企業が多い商業・商店街の振興を通じて、地元だけではなく県内外からの人を引きつける魅力ある商店街の創出や地域と一体となったまちづくりの取組を促進します。また、若手商業者などの人材を育成し、地域やまちの活性化を図ります。

(7) 観光又はレクリエーション

(現状・問題点)

県内には、歴史・文化、景観・自然、伝統工芸、伝統芸能、食文化など、地域

で育ててきた様々な観光資源があります。そこで、県内に散在するこれらの観光資源を、県民や事業者からアイデアを募集し、観光客の多様なニーズに応じて周遊・滞在できる旅行商品として発掘・磨き上げることにより、観光魅力を高めていきます。

(方針)

箱根町の芦ノ湖や、真鶴町の三ツ石海岸など、箱根火山とその周辺地域が有する地質をはじめ、自然、歴史、文化などの多様な資源を持つ地域を、日本ジオパークに認定された「箱根ジオパーク」として活用することで、火山と共生する箱根エリアの新たな魅力として紹介します。

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針

ア 交通体系の整備の方針

(現状・問題点)

県内の県土・都市づくりにおいては、社会資本の選択と集中による整備を図り、経済的、社会的、環境的に持続可能な都市構造への転換を進め、地域それぞれの特性に応じて、美しさや快適さを備えた神奈川らしい魅力ある地域が形成されることが望まれます。

そのためには、産業振興、観光振興、環境問題、防災対策など広域的な政策課題に対応し、地域の個性や魅力を伸ばす総合的な交通ネットワークを形成していく必要があります。

一方、地域のコミュニティ維持、地域経済の活性化など、地域の実情を踏まえた都市づくりの視点から、地域の特性を踏まえ、地域の個性を伸ばす都市構造への展開を図るための交通施策を推進する必要があります。

県土・都市づくりの現実に当たって、交通政策の果たす役割は極めて大きく、効率的、効果的な交通施設整備を進めるとともに、既存の交通施設の有効活用を促進することが課題となっています。

(方針)

経済活動の広域化への対応や観光交流の促進に向け、都市と県内及び県外地域との連携を強化するため、鉄道網や道路網といった広域交通網の整備と既存の交通網を生かした公共交通の充実を図ります。

また、観光客や働く人などが、便利で、安全、快適に移動できるよう、複数の移動手段や経路を確保するとともに、交通インフラの耐震性、多重性、代替性の向上により、災害に強い交通基盤を構築します。

さらに地域に応じた街づくりを進める中で、高齢者・障がい者をはじめ、誰もが利用しやすく、安全で快適に移動できる環境づくりを進めます。

地球温暖化等への環境問題への対応として、公共交通の利用促進などによるエネルギー利用の効率化を推進します。

また、物流交通の整序化等による交通の流れの改善などを推進することにより、

大気環境の保全や、騒音・振動の軽減を図ります。

さらに、施設整備に当たっては、自然環境との調和とみどりの創造を図ります。

イ 通信体系の整備の方針

(現状・問題点)

県内では、民間事業者と協力して県有施設への公衆無線LAN (Local Area Network／構内通信網) アンテナ設置を進めています。平成 29 年 3 月末時点で、延べ 533 箇所への設置が完了しました。

(方針)

今後は、最新の I C T (Information and Communication Technology／情報通信技術) の活用により、神奈川全体の電子化を進め、県民のくらしの利便性を向上させます。

(2) 都道府県道及び市町村道の整備

(現状・問題点)

道路は、県民生活の利便性向上や地域経済の活性化、さらには災害時における県民の安全・安心の確保にも寄与する重要な社会基盤です。

本県では、平成19年に策定した「かながわのみちづくり計画」に基づいた、着実な道路整備により、さがみ縦貫道路などが順次完成してきましたが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、国家戦略特区など3つの特区指定及び既存道路を最大限に活用する取組など、本県の道路を取り巻く状況の変化に、より効率的・効果的に対応することが必要となっています。

(方針)

こうした県内の道路を取り巻く状況の変化に、厳しい財政状況の下、より効率的・効果的に対応するため、平成28年3月に「かながわのみちづくり計画」の見直しを行いました。

計画の見直しでは、道路をより使いやすくするために、今ある道路を最大限に活用する取組を新たに加えました。また、地域のまちづくりの進展などに合わせて、計画の熟度を高めていくべき重要な道路（将来に向けて検討が必要な道路）を計画に反映させました。

「かながわのみちづくり計画」に基づき、より一層の選択と集中を図った必要な道路の整備、既存道路を有効活用する取組を進めます。また、地域のまちづくりの進展などに合わせて、将来を見据えた人・モノの流れを支えるまちづくりに取り組めます。

(3) 農道及び林道の整備

(現状・問題点)

農産物の集出荷作業の省力化及び流通の改善とともに、畑地帯や樹園地の農家経営の近代化及び省力化を図るため、広域農道や、幹線農道及び支線農道の農道

網を整備する必要があります。

(方針)

広域農道（小田原湯河原線）等を整備し、農産物の効率的な運搬や観光農業による地域の活性化を促進します。

林道は、森林の適正な整備及び保全を図り、効率的な林業経営を行うための基盤となる施設です。県営林道については、利用形態などに応じて3つに区分し、森林区分に応じた適正な林道の配置・整備を行います。また、森林所有者、県、市町村等が協調し、森林作業道を作設する際には、「神奈川県森林作業道 作設指針」に基づき、適正な路網の整備を推進します。

(4) 交通確保対策

(現状・問題点)

バスは鉄道網と連携して鉄道の利便性を高めるとともに、鉄道利用が困難な地域にあっては、生活交通の足として役割を担っています。

県内でのバス利用率は東京都市圏の中で最も高く、地域における重要な交通機関となっていますが、県北部や県西部、三浦半島地域では低下している状況にあります。

生活交通確保のために、市町村によるバス運行の取組なども始められていますが、これに伴い行政の財政負担も大きくなっています。

今後の急速な少子・高齢化を見据え、経営的にも持続可能な移動手段を確保していくためには、地域に応じた街づくりの中で、ふさわしい公共交通のあり方などを検討しながら取り組む必要があります。

(方針)

県内における乗合バスの路線退出等に係る生活交通の確保方策について「神奈川県生活交通確保対策地域協議会」で協議を行います。

今後は、交通施策の実現を広域的な視点に立って総合的、計画的に推進するとともに、県内外の先進的な取組事例の蓄積を図り、情報提供等を通して県内に広めます。

また、生活交通確保等の地域的な交通課題に取り組む市町村を、国や交通事業者などと連携して支援します。

(5) 電気通信施設の整備

(現状・問題点)

県内では、民間事業者と協力して県有施設への公衆無線LANアンテナ設置を進めています。平成29年3月末時点で、延べ533箇所への設置が完了しました。

(方針)

災害時も含めて、県民のみならず、県への来訪者に対する多様な通信手段を確保し、利便性の向上を図るため、公衆無線LANの整備を進めます。

(6) 情報化の推進

(現状・問題点)

県は、県民の暮らしの利便性などを高める「スマート神奈川」と、県行政の業務の効率化と生産性を高め県民サービスの向上を図る「スマート県庁」を推進しています。

(方針)

今後は、最新のICTの活用により、県民の暮らしの利便性を向上させるとともに、県庁が率先して電子化を進め、業務の効率化と生産性を高め県民サービスの向上を図ります。

(7) 地域間交流の促進

(現状・問題点)

県西地域は全県面積の約4分の1、全県森林の約46%を占めており、県立真鶴半島自然公園などの自然公園、日本ジオパークに認定された箱根ジオパークなど、豊かな自然に恵まれています。また、都心から90km圏内に位置し、東海道新幹線、東海道線、小田急線などの鉄道や、東名高速道路、小田原厚木道路、西湘バイパスなどの幹線道路が通る、交通利便性の高い地域であり、年間観光客数が3,000万人を超える県内有数の観光地となっています。

(方針)

こうした地域資源を有し、年間3,000万人もの観光客を引きつける県西地域においては、食生活や運動などライフスタイルを見直して「未病を改善する」取組を実践する場所として最適であると考えられます。そこで、県西地域の自然や食材などの魅力を生かして、「未病の改善」をキーワードに、地域の魅力をつなげて一つの大きな魅力を創り出し、新たな活力を生み出すための「県西地域活性化プロジェクト」を策定しました。このプロジェクトを推進することで、地域間交流の促進を図ります。

4 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

(現状・問題点)

生活排水対策については、平成23年2月に策定した「改訂 神奈川県生活排水処理施設整備構想」に基づき、生活排水処理率100%を目標に掲げて取組を進めており、平成28年度末現在において、生活排水処理率は97%を超えておりますが、真鶴町は32.7%に留まっております。

また、一般廃棄物の適正処理を推進するためには、ごみ処理の広域化による効率的な事業の運営、焼却施設でのエネルギー回収などの取組が必要です。

(方針)

本県では都市化が進んでいることを踏まえ、集合処理である下水道の整備を基

本としつつ、家屋が散在し集合処理が適していない地域では、個別処理として合併処理浄化槽の普及を進めます。生活排水処理施設の整備に当たっては、各地域における今後の人口動態・分布の見通しや既存生活排水処理施設の設置状況を考慮した上で、建設及び維持管理に係るコスト比較を行うとともに、当該地域の特性、住民の意向等を踏まえた総合的な判断により、それぞれの地域に最も適した効率的、経済的な整備手法を選定し、生活排水処理率 100%を早期に達成するために整備を促進します。

また、一般廃棄物処理施設の整備、維持運営の支援などを行います。

(2) 上水道、下水処理施設等の整備

ア 上水道施設等の整備

(現状・問題点)

主に地下水などの個別の水源を活用している県西地域（個別水源エリア）では、人口や給水量の減少による経営環境の悪化が予想されるうえ、水道施設の老朽化対策や耐震化などの施設更新需要が増大していきます。

また、給水人口が 1 万人から 2 万人程度までの小規模な水道事業者が多く、少ない職員で運営されており、水道事業運営に必要な技術継承が難しくなることが懸念されています。

(基幹管路の耐震適合率：県平均 67.0%、真鶴町 2.1%)

(方針)

このため、健全で安定的な水道事業が営まれ、安全な水道水を安定的に供給していくため、「神奈川県水道ビジョン」の趣旨に沿った「接続可能な水道」、「安全な水の供給」及び「強靱な水道」への取組を進めます。

特に、職員の減少や更なる人口減少を見据え、技術水準の確保や経営の一層の効率化を図るため、管理業務共同化の規模の拡大、給水区域の境界付近における部分的な経営統合や事業統合に向けた検討を進めます。

イ 下水道処理施設等の整備

(現状・問題点)

県内では、平成 19 年までに県内の市町村で下水道が供用され、平成 28 年度の県全体での下水道処理人口普及率は 96.6%となっていますが、その普及状況は市町村により格差が存在しています。

下水道が整備されていない区域は、これまでに整備してきた区域と比べて、1 人当たりの整備コストが割高になる傾向があります。さらに、人口減少が予想されるとともに、水の使用量も節水傾向にある中で汚水量の減少が見込まれることから、より効率的及び経済的な対応が必要です。

(方針)

今後の下水道の整備に当たっては、人口減少等の動向を考慮した上で、合併処理浄化槽との経済比較を行い、公共用水域の水質や地域特性を総合的に判断して、下

水道区域の見直しを行い、より効率的、経済的な整備を進めます。また、見直し後の下水道区域については、下水処理場の再編等の効率的な整備方法を検討し、事業を着実に進めます。

(3) 消防業務及び救急業務の充実

(現状・問題点)

県内においては、市町村消防の広域化により消防体制の基盤の強化、消防体制の効率化を図るため、「神奈川県消防広域化推進計画」を策定し、広域化による消防力の強化を進めており、同計画では真鶴町は県西地区（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、湯河原町及び真鶴町の2市8町）の広域化ブロックに段階的に参加することとしています。なお、真鶴町の常備消防事務については、昭和51年1月から湯河原町に委託されており、消防救急体制は確保されています。

また、平成28年4月1日現在の消防団員数は、真鶴町の条例定数の88.2%の充足率となっています。

(方針)

神奈川県消防広域化推進計画に基づき、消防需要の動向と市町村消防の将来の姿を踏まえ、消防の広域化により、消防力の一層の充実強化を図ります。

また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の趣旨に鑑み、地域防災力の強化や災害への備えを充実するため、消防団・自主防災組織の強化などを引き続き支援します。

(4) し尿及びごみ処理施設等の整備

(現状・問題点)

市町村においては、一般廃棄物の排出抑制や循環的利用の取組が進展していますが、更なる排出抑制、再使用、再生利用の促進に取り組むことにより、最終処分量の削減を図るとともに、ごみ処理の広域化による効率的な事業の運営、焼却施設でのエネルギー回収などの取組も必要です。

(方針)

市町村と連携しながら排出抑制や再使用、再生利用の取組を促進するとともに、広域的なごみ処理の推進を図り、ごみの適正処理による環境負荷の低減及び各種リサイクル制度の推進による循環型社会づくりに向けた取組を進めます。

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

(現状・問題点)

県内における総人口は、平成27年度に約913万人となり、その5年後までには、人口のピークから人口減少時代へ入っていくことが予測されています。今後、

高齢者人口が急増することにより、これまでに経験したことのない超高齢社会が到来することとなります。

また、高齢単身世帯数は、平成 42 年度には、平成 22 年度の 1.7 倍となるものと予測されています。

要介護・要支援認定者数は、今後、とりわけ 75 歳以上の高齢者の大幅な増加に伴いさらに増加することが予測されます。

(方針)

高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくりの実現をめざして、介護や生活支援が必要になっても住み慣れた地域で引き続き安心して暮らすことができるよう、医療や介護、予防などのサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築するなど、地域で支え合う社会づくりに取り組みます。

また、食・運動・社会参加を中心とした未病改善の取組や、高齢者が自らの経験、知識、意欲をいかした就業や社会参画活動を通していきいきと暮らせるよう、生きがいを進めます。

(2) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

(現状・問題点)

認知症の人や一人暮らしの高齢者等が増加する中で、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう「地域包括ケアシステム」を構築し、介護予防や介護保険サービス及び保健・医療・福祉サービスとの連携により、包括的・継続的に支援を行うことが重要です。

高齢者の心身の状態や生活環境等に応じたサービス提供ができるよう、介護サービスの基盤整備を進めていく必要があります。

(方針)

地域包括ケアシステムにおける中核的な機関である地域包括支援センターの機能強化や、地域包括支援センターを中心とした保健・医療・福祉の関係機関や団体などのネットワークの構築を図るとともに、総合的な認知症対策を推進します。

未病センターやフレイル対策など高齢者の未病改善の取組を支える環境づくりを進めます。

保健・医療・福祉の人材の養成と資質の向上の取組と就業支援やイメージアップ、モチベーションアップを図る取組など、人材の確保・定着対策を推進するとともに、在宅サービスなどのサービス提供基盤の整備を図りつつ、介護保険施設等の整備を進めます。

(3) 児童及び障がい者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

ア 児童の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

(現状・問題点)

県内においては、核家族化の進行や地域社会の関係希薄化等により、地域や家庭における子育て力が著しく低下していることから、育児の孤立化や負担感の

増大が大きな課題となっているほか、待機児童問題等の個人や各家庭の努力だけでは解決が難しい様々な課題が生じています。

(方針)

安心して子育てができるよう、市町村と連携して子育て家庭のニーズに応じた教育・保育環境の充実を図るとともに、保育士確保に向けた施策に取り組み、待機児童ゼロの早期実現を目指します。さらに小学生の放課後対策の充実を図ります。

また、結婚支援、小児・周産期の医療体制の整備、さらに育児までの切れ目のない支援を行うとともに、かながわ子育て応援パスポートの充実などにより、社会全体で子育てを応援します。

イ 障がい者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

(現状・問題点)

平成 28 年 4 月 1 日時点の県の人口 9,128,208 人に対し、平成 28 年 3 月 31 日時点で、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳のそれぞれの手帳交付者数と、知的障がい者の把握者数の合計は、405,643 人となっており、県民の 4.4%が何らかの障がいを有していることとなります。

障がい者の自立及び社会参加を促進するため、障がい者が自らの能力を最大限発揮できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁の除去ために、施策が必要です。

(方針)

県では、障がい者の自立を「障がい者が、自らの考えと判断により、地域社会の中で主体的に生き、自己実現を図ってゆくこと」と捉えています。

これを踏まえ、乳幼児期から成人・高齢期に至るまで、障がい者のライフステージに応じた切れ目のない支援を実現することを大切に、一生涯を通じて、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指すことを基本方針とします。

6 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

(現状・問題点)

県内は、全国第 2 位の人口を有し、平成 25 年の年齢別の構成比では、老年人口は全国を下回るものの、今後、全国平均を上回るスピードで高齢化が進行することが予測されています。その中で、真鶴町を含む 2 市 8 町で構成される県西二次保健医療圏域は、老年人口の年齢別構成比が県全体及び全国の数値を上回っています。

県西二次保健医療圏域の医療施設、病床数等の状況は、人口当たりの面積が大きいこともあり、人口 10 万人対で概ね県全体を上回っていますが、医療資源の配置は小田原市内に集中しています。在宅医療サービスを提供する施設数等で

も、県全体の数値を上回るものが多いですが、県西二次保健医療圏域の在宅医療等の必要量は、平成 37 年に現在の 1.3 倍になると推計されています。

限られた資源を有効活用していくため、ICT の活用を含めた、医療機関間及び医療機関と市町村・地域包括支援センター・介護保険事業所等との間の連携体制構築に向けた取組を推進するとともに、研修や普及啓発事業を通じて、在宅医療の充実を図る取組を進めています。

県西二次保健医療圏域の医療従事者数は人口 10 万人対で概ね県全体及び全国の数値を下回っています。特に医療施設従事医師数は、人口 10 万人対で 168.9 人と県全体の 201.7 人や全国平均 233.6 人を大きく下回り、診療科別でも、概ね県全体を下回っています。このため、神奈川県地域医療支援センターの活用や県内 4 大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、県が指定した診療科（産科、小児科、麻酔科、外科、内科及び救急科）での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことにより、県内勤務医師の確保と地域偏在や診療科偏在の解消に向けて取り組んでいます。また、医師の離職防止・復職支援に向けた働きやすい就業環境づくりに取り組むほか、高齢化の進展に伴う医師の高齢化に伴い、救急医療全般において休日・夜間等の当直医の確保が更に困難になることから、効率的な救急医療体制の構築に向けた救急医療の適正化を推進しています。

(方針)

全ての県民が健やかに安心して暮らせる社会の実現に向けて、「誰でも等しく良質かつ適切な保健医療サービスを受けられる」ことを基本理念とした「神奈川県保健医療計画」に基づき、医療行政を進めていきます。

県西二次保健医療圏域では、「地域の住民の医療は地域で診る」という「地域完結型医療」を目指しており、取組に当たっては、限りある資源を有効に活用し、地域住民の理解を得ながら、市町や医療関係者、医療保険者、介護関係者等と連携して進めます。

また、「かかりつけ医」の普及・定着や、在宅医療・介護の充実に向けた取組などを推進していきます。

(2) 無医地区対策

(現状・問題点)

県内には、無医地区はありませんが、上記「医療の確保の方針」に記載のとおり、医療体制確保に向けて取り組みます。

(方針)

上記「医療の確保の方針」に記載のとおり、医療体制確保に向けて取り組むほか、医師不足地域などの地域医療の確保向上等を図るため、自治医科大学医学部での医師の養成を図ります。

(3) 特定診療科に係る医療確保対策

(現状・問題点)

県内において、特定診療科の医師が不足しているため、産科や小児科などの特定診療科の医師確保の取組が重要です。

(方針)

このため、県では県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことにより、特定診療科に係る医師確保に向けて取り組みます。

7 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

(現状・問題点)

少子高齢化、国際化、情報化の進展など社会状況が著しく変化し、また、学力や学習意欲をめぐる問題、不登校やいじめなどの問題、家庭や地域の教育力をめぐる問題など、課題が山積しています。こうした中、中長期的な視点に立って、明日のかながわを担う「人づくり」を進めることが重要となっています。

かながわの教育目標として掲げた、「思いやる力」、「たくましく生きる力」及び「社会とかかわる力」を育成するため、学校だけではなく、地域、家庭、NPOなどの各主体が、特性や役割に応じて、協働・連携した「人づくり」の取組を進めることが必要となっています。

(方針)

次の5つの「基本方針」により、取組を推進します。

- 1 かながわの教育力を生かした生涯にわたる自分づくりの取組を進めます
- 2 新たな教育コミュニティを創造し、活力ある地域づくりを進めます
- 3 少子化などに対応した家庭での子育て・教育を支える社会づくりを進めます
- 4 子ども一人ひとりの個性と能力を大切に、共に成長する場としての学校づくりを進めます
- 5 生涯にわたる自分づくりを支援する地域・家庭・学校をつなぐ教育環境づくりを進めます

(2) 公立小中学校等の統合整備等教育施設の整備

(現状・問題点)

子どもたちが安全・安心で快適に学べるよう、学校の教育環境の整備が必要となっています。

また、学校と地域が協働・連携しながら子どもたちの豊かな成長を支えるために、学校は地域と一体となって、子どもたちを育む「地域とともにある学校」の取組を進めていくことが重要です。

さらに、子どもたちに地域への愛着や誇りを育み、地域の将来を担う人材の育

成を図る「学校を核とした地域づくり」を推進していくことも大切です。

(方針)

公立小中学校等は、子どもたちの学習・生活の場であり、公教育を支える基本的施設となっています。地域住民にとっては、生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場として利用される身近な公共施設であるとともに、災害発生時には地域の避難所としての役割を果たす多機能かつ重要な施設となっています。

このような状況を踏まえ、子どもたちの安全を守り、安心でかつ豊かな教育環境を確保するとともに、地域住民の安全と安心の確保に資することを目的として、公立小中学校等の整備を進めていく必要があるものと捉えています。

こうした施設を活用して、放課後等における子どもの安全・安心な活動場所を確保し、地域住民の協力の下、学習や交流活動等を行う取組を支援します。

(3) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

ア 社会教育施設関連

(現状・問題点)

知識基盤社会が本格的に到来する中、全ての人が生涯にわたる自分づくりができるよう、生涯学習の場や機会の充実等、地域の教育力の向上の取組を進める必要があります。

(方針)

県民一人ひとりの学びの意欲に応え、生涯にわたって能動的に学び続けられるよう、生涯学習の環境整備を行うとともに、社会教育施設や学校等を活用した学びの場づくりを進める必要があることから、子どもから大人までを対象とした公開講座や施設開放の充実を図ります。

また、県内の全ての市町村立図書館や一部の大学図書館等が参加する「神奈川県図書館情報ネットワーク (K L - N E T)」を運用し、より専門的で、多様な情報提供のニーズに対応するため、大学図書館、専門図書館等の参加の促進に取り組み、相互貸借を可能とする資料の拡充に努めるほか、社会教育主事等を対象に、様々な教育課題に対応できるよう人材育成を進めます。

イ 体育施設関連

(現状・問題点)

県の平成 28 年度の「県民ニーズ調査」によると、「運動やスポーツに親しめる機会や場が身近に整っていること」について、「非常に重要である」、「かなり重要である」と考えている県民の割合は 58.0%と半数を超えているのに対し、「十分満たされている」、「かなり満たされている」と考えている県民の割合は、25.8%となっています。運動やスポーツに親しめる機会や場を身近に整える環境整備が必要です。

(方針)

県民の多様なスポーツへのニーズに対応するため、目的やニーズに応じて、ス

ポーツを支える環境整備を目指します。また、県民の誰もが身近な場所でいつでも気軽に遊びやスポーツを行うことができるよう、スポーツ環境の基盤となる「人材」の育成と「場」の充実に取り組みます。

8 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

(現状・問題点)

県内各地域には、それぞれに特色のある伝統芸能がありますが、その価値が広く知られていないことや、少子高齢化等の影響もあり、地域において継承者がいなくなるなどして失われていくおそれがあります。

特に東日本大震災を経験し、文化資源が失われる危機的状況を目の当たりにしたことから、県に取り組んでほしい文化振興策として「文化財や伝統芸能などの保存・継承」が上位に上っています。

(方針)

県民をはじめ多くの人たちが県内各地域の伝統芸能を知る機会をもち、価値を知って大切に継承していけるよう、市町村と連携して、各地域の伝統芸能の発表の場を設け、鑑賞の機会を充実させるとともに、各地域の文化資源や伝統芸能に新しい光を当てていきます。

併せて、神奈川県が伝統芸能が継続的に発展していくために、伝統芸能を支える技術・技能の継承者の育成を目指して、ワークショップを充実させるなどの支援を行います。

また、県では、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいを作り出す、マグネット・カルチャー、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会などに向けた文化プログラムの取組を推進しており、県内各地の多彩な文化資源を活用し、本県の文化芸術の魅力を県内外に発信していきます。

(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備

(現状・問題点)

県内では文化芸術の振興を図るため、先進的な施設整備を行ってきましたが、施設の老朽化が問題となっています。また、施設のハード面だけでなく、文化施設の機能として、人材育成等のソフトの機能を充実して施設の効用を発揮していくことが求められています。

(方針)

県立文化施設の計画的な維持・保全等として、改修工事の実施や、県立文化施設のバリアフリー化の検討に取り組みます。また、県立文化施設は人材育成の機能を担っているため、新たな人材への発表の場の提供や参加体験型の事業の実施など、施策を継続するために必要な人材の育成に取り組みます。

9 集落の整備

(1) 集落整備の方針

(現状・問題点)

過疎地域においては、集落、いわゆるコミュニティが小規模化し、その担い手については高齢化や若者の減少などの課題が顕在化しています。

県内でも、地域のコミュニティの活力を維持し、引き続き発展していくため、子どもから高齢者まで、誰もが生き生きと暮らせるコミュニティづくりが求められています。その際、過疎地域の実情について、地域による主体的な点検・検証が行われ、それらを踏まえた十分なコミュニティ内での話し合いを経た対策・コミュニティの活性化に向けた取組が必要となっています。

(方針)

これらの一連の取組は、国が特別に措置する集落支援員や地域おこし協力隊による人的支援や前項までの各取組に関連する施設整備やコミュニティの維持・活性化のためのソフト事業への支援を有効に活用して進めていきます。

併せて、過疎地域やその周辺の特色を活かしたイベントなどに学生など若者を中心とした新しい取組を加えることで地域交流の促進を図るとともに、これらの取組を通して過疎地域はもとより、その周辺の街の良さや魅力を発信し、若者を中心とした居心地の良い街づくりにも取り組みます。

(2) 集落の再編整備

(現状・問題点)

コミュニティの整備に当たっては、既存の施設を(1)のとおり、過疎地域の実情について、地域による主体的な点検・検証が行われ、それらを踏まえた十分なコミュニティ内での話し合いを経た対策・コミュニティの活性化に向けた取組の中で再編整備することが有効となっており、国においても、例えば地域の空家を活用した定住促進を促すための住宅整備や廃校舎を有効活用したコミュニティ施設の再整備の費用補助の取組などを行っています。

(方針)

このため過疎地域の(1)の取組を進める中での施設の整備に当たっては、既存の施設の有効活用を目指した再整備により実現することも十分に考慮して進めます。